

障がい者福祉

社会福祉課 地域福祉係、子ども未来・医療給付係 電話 32-2216

障害者手帳・自立支援医療受給者証の交付

■ 身体障害者手帳

身体に障がいがあり、その程度が1級から6級に該当すると申請により手帳が交付されます。交付されると福祉サービスを受けることができます。

手続きに必要なもの

- ・ 交付申請書
 - ・ 指定医師の診断書
 - ・ 顔写真（サイズ縦4cm×横3cm、脱帽）
 - ・ 印鑑
- ※申請書・診断書用紙は社会福祉課にあります。

■ 療育手帳

知的に障がいがあり、児童相談所又は心身障害者総合相談所が、その程度が一定の基準以上に該当すると判定した場合、申請により手帳が交付されます。交付されると福祉サービスを受けることができます。

手続きに必要なもの

- ・ 交付申請書
 - ・ 顔写真（サイズ縦4cm×横3cm、脱帽）
 - ・ 印鑑
- ※申請書用紙は社会福祉課にあります。

■ 精神障害者保健福祉手帳

精神に障がいがあり、その程度が一定の基準以上に該当した場合、申請により手帳が交付されます。交付されると福祉サービスを受けることができます。

手続きに必要なもの

- ・ 交付申請書
 - ・ 指定医師の診断書又は障害年金の証書
 - ・ 顔写真（サイズ縦4cm×横3cm、脱帽）
 - ・ 印鑑
- ※申請書・診断書用紙は社会福祉課にあります。

■ 自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）受給者証

指定医療機関において、継続的に入院又は通院により障害の軽減や精神疾患等の通院治療を行う場合に、申請により受給者証が交付され、医療費の自己負担分の一部が助成されます。

手続きに必要なもの

- ・ 交付申請書
 - ・ 指定医師の診断書
 - ・ 被保険証の写し
 - ・ 所得確認のための同意書
 - ・ 障害・遺族年金証書等
 - ・ 印鑑
- ※申請書・同意書・診断書用紙は社会福祉課にあります。

■ 重度心身障がい者医療費助成事業

【対象者】

- ①身体障がい者手帳が1・2級の方、3級の内部障がいの方
 - ②療育手帳A判定の方、重度の知的障がいと判定または診断された方
 - ③精神保健福祉手帳1級の方（通院のみ助成）
- ※所得制限があります。

【助成範囲】 ①・②の方→入院・通院

③の方→通院のみ

【自己負担】 ①非課税世帯～初診時一部負担金（医

科:580円、歯科:510円、柔整270円）

②課税世帯～総医療費の1割

③中学生以下～自己負担なし（無料）

※健康保健が適用となる医療費が助成の対象です。

※医療機関等で助成を受けられなかった場合、

- ①印鑑 ②保険証 ③振込先口座 ④領収書を持参し市役所で手続きをしてください。対象となる医療費を助成します。

手帳交付後・受給者証交付後等のサービス・制度

■ 障がい福祉サービス

身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病等患者に対し、相談支援や認定調査などを行いながら、その方の障がい程度等により、サービス（介護給付・訓練等給付）を受けることができます。

■ 補装具交付・修理補助

身体障がい児・者の方が、心身障害者総合相談所等の判定等により必要な補装具の購入・修理に要する費用を助成します。例～車椅子、義足、補聴器、下肢装具等

■ 日常生活用具補助

身体障がい児・者の方が、日常生活に必要な日常生活用具の購入に要する費用を助成します。
例～ストマ用装具（蓄尿、蓄便袋）、歩行補助杖等

■ タクシー料金助成

身体障害者手帳所持者（下肢・体幹・運動機能・視覚・心臓機能・腎臓機能・肝臓機能障がい単独で1級又は2級）に対し、初乗り料金相当のタクシー券を年間24枚交付します。ただし、自動車税及び軽自動車税の減免を受けている方は除きます。

■ 特別障害者手当

- 精神または身体に重度の障がいを有し、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の20歳以上の障がいのある方。
- 具体的には、障害基礎年金1級程度の障がい重複し、著しく重度の状態にあるか、障害基礎年金1級程度の障がい、特に重度であるため日常生活動作能力の評価が極めて重度である方など。

認定に必要なもの

- 印鑑
- 所定の認定請求書
- 所定の所得状況届
- 所定の認定診断書（診断料がかかります）
- 身体障害者手帳・療育手帳の写し
- その他認定に必要なもの

支給内容

- 月額26,080円（平成25年10月現在）
- 2月、5月、8月、11月に分けて支給されます。
- 支給後、病院等に3ヶ月以上入院した場合には支給されません。
- 受給資格者等には所得制限があります。

■ 障害児福祉手当

- 在宅で20歳未満であって、身体または精神に重度の障がいのある方。
- 具体的には、身体障がい者手帳1級及び2級（一部のみ対象）に該当するか精神障がいであってそれと同程度以上と認められる障がいのある方など。

認定に必要なもの

- 特別障害者手当と同じです。

支給内容

- 月額14,180円（平成25年10月現在）
- 2月、5月、8月、11月に分けて支給されます。
- 扶養義務者等には所得制限があります。

